

川崎市物価高騰対策給付金支給要件確認書の送付漏れについて

川崎市で実施している「川崎市物価高騰対策給付金（令和 7 年度住民税非課税世帯）」事業において、他都市での課税状況を確認するために行っていた税情報データの委託事業者への提供が一部漏れていたため、支給対象となる可能性のある世帯に送付する「支給要件確認書（以下「確認書」という。）」について、本来、送付対象であった約 750 世帯に対し、送付されていなかったことが判明しましたので御報告いたします。

なお、当該世帯に対しては、令和 8 年 7 月 10 日（金）に改めて確認書を発送し、返送があったものについては、審査の上、支給手続を行います。

1 概 要

令和 7 年度住民税非課税世帯に対して 1 世帯 1 万円を支給する「川崎市物価高騰対策給付金」を実施するに当たり、本市で保有している課税情報等を確認の上、支給対象に合致していると思われる方には、市から書類を送付しております。

このうち、口座情報や、支給要件を満たしていることの確認が必要な世帯に送付しているものが「確認書」であり、市からの書類が届かなくても、自らが支給対象者であると思われる方からは「申請書」を提出いただいており、それぞれ審査の上、支給手続を行っています。

本市では、市民の利便性を考慮し、令和 7 年 1 月 2 日以降に他都市から転入してきた方等、本市で課税情報を把握していない方についても、国の「情報提供ネットワークシステム」を活用して、他都市に税情報を照会し、発送期限までに回答が得られたものについては、市から委託事業者に税情報データを提供し、できる限り「確認書」を送付してまいりましたが、今般、庁内において同データの提供漏れが発覚し、約 750 世帯への確認書の送付漏れのあることが判明しました。

今後、送付漏れの対象者に対しては、令和 8 年 7 月 10 日（金）に改めて確認書を発送し、返送があったものについては、審査の上、支給いたします。

なお、追加発送の約 750 世帯のうち、実際に支給対象となる世帯数は現時点で判明しておりません。本給付金は、非課税世帯であっても、学生の単身世帯など課税者の扶養親族のみで構成される世帯等は支給対象外となりますが、本市では扶養者の課税状況等は把握していないことから、確認書の追加発送の対象となった場合でも、本人から、支給対象であることを確認の上、申請していただく必要があります。

2 経 過

- 3月18日（水） 対象者の税情報を「情報提供ネットワークシステム」により他都市へ照会
- 3月23日（月） 他都市の回答を受領し、翌日以降に給付金委託事業者に提供（※以降、複数回実施）
- 4月 7日（火） 税情報を含む各種データを基に、委託事業者が確認書の送付対象者を抽出
- 4月20日（月） 委託事業者が対象者に確認書を送付（他都市からの税情報については、4月2日（木）までの回答が反映）
- 6月25日（木） 申請書の提出があった2名の税情報が不明であるとして、委託事業者から市に審査が回付され、市で審査したところ、当該2名の税情報は市が他都市からの回答を受領していることが判明。調査を実施したところ、他都市からの回答データの提供漏れが判明

3 原因

他都市からの税情報の回答については、随時、システム委託事業者が国の「情報提供ネットワークシステム」を活用して受領し、市を介して、給付金委託事業者へ提供することとしていましたが、各々のデータの受け渡し時に件数等を確認しておらず、結果としてデータの受け渡し漏れに気づけなかったことが、主な原因と考えております。

4 再発防止策

今後同種の業務を行う場合、受渡し済データを一覧化したリストを作成し、関係部署間で共有するとともに、業務終了時点で、最終的な受け渡し回数や件数の確認を行うこと等により、データの提供漏れを防止します。

5 今後の対応等

提供漏れとなっていた他都市の回答データを改めて確認し、送付対象であることが確認できた世帯には、令和8年7月10日（金）に、改めて確認書を発送します。

なお、本給付金の申請期限は同年6月30日（火）まででしたが、今回、確認書の追加送付の対象となった方については、同年8月31日（月）まで（電子申請の場合は同日午後11時59分まで、郵送申請の場合は、同日午前9時まで（川崎港郵便局留必着））申請を受け付け、審査を行った上で支給いたします。

【問合せ先】

川崎市総務企画局総務部価格高騰支援給付金担当 宮本

電話 044-200-1932 内線 21374

令和7年度 住民税非課税世帯の皆さまへ

川崎市における物価高騰対策給付金の御案内

給付金の支給額

1世帯あたり 1万円(1回限り)

支給対象となる世帯

令和7年度住民税非課税世帯

令和8年2月1日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税の世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯(例:親元から離れて暮らしている学生、
単身赴任中の方と離れて暮らしている御家族等)は支給の対象となりません。

令和7年1月2日以降に海外から転入された方のみで構成
されている世帯(「令和7年度住民税非課税証明書」を提出で
きない世帯)は**支給対象外**です。



申請期限 (申請方法は裏面を御確認ください。)

令和8年6月30日(火)

給付金の申請には期限があります!!

※電子申請の場合は、午後11時59分まで
※郵送申請の場合は、午前9時まで(川崎港郵便局留必着)

詳しい手続きについては、次の川崎市ホームページ、川崎市物価高騰対策給付金コール
センター等で御確認ください。



スマート
フォンの
方は
コチラから



川崎市物価高騰対策給付金コールセンター

 **0120-505-211**

受付時間

平日
午前8時30分から
午後5時15分まで

手続き方法の詳細については裏面を御確認ください。▶▶▶

給付金の申請には期限があります！！ 令和 8 年 6 月 30 日 (火)

①「支給のお知らせ」(圧着はがき)が届く世帯

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金の受給履歴があり、支給対象となりうる世帯

手続方法 令和8年4月上旬以降、「支給のお知らせ」が届きます。**支給要件を御確認ください。**
「支給のお知らせ」に印字された口座に自動的に入金されます。**申請等の手続は不要です。**
※**支給対象外等により本給付金の受給を辞退する場合は、手続が必要です。**

②「確認書」(封書)が届く世帯

支給対象となりうる世帯だが、①「支給のお知らせ」の送付対象でない世帯

手続方法 令和8年4月上旬以降、「確認書」が届きます。**支給要件を御確認の上**、同封の返信用封筒で郵送申請してください。電子申請する場合は、確認書の「提出方法」欄に印字された2次元コード又はURLからWEBサイトにアクセスし、申請してください。

③「申請書」の提出が必要な世帯

支給対象世帯と思われるが、①「支給のお知らせ」②「確認書」が届かない世帯(**DV等**により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和7年1月1日以降に**複数回転居**された方や、**離婚等**により世帯構成が変更になった世帯、令和7年度住民税の**税額が変更**になった世帯等、川崎市で支給対象と確認できない世帯)

手続方法 令和8年5月上旬に申請書を市ホームページに掲載します。申請書及び必要書類を**電子申請**又は**郵送**で提出してください。郵送により申請書を提出する場合は、市ホームページから申請様式をダウンロードして御使用ください。
※電子申請もダウンロードも困難な場合は川崎市物価高騰対策給付金コールセンター(0120-505-211)にお問い合わせください。



物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取等に御注意ください！

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの区役所(支所)、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。

※本給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、川崎市が実施するものです。

